収載後の外国平均価格調整

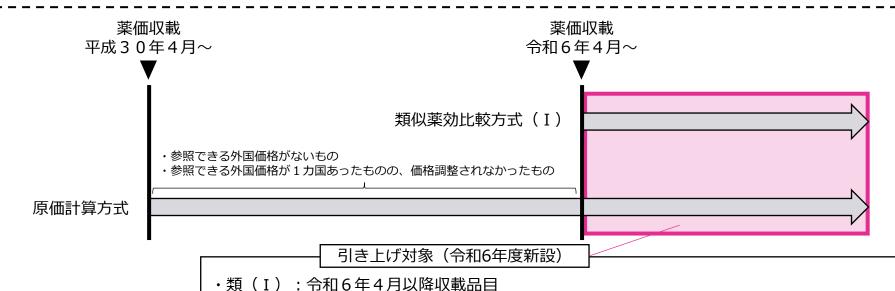
令和6年度薬価制度改革骨子

- ② 収載後の外国平均価格調整【基準改正】
- 収載後の外国平均価格調整について、令和6年度以降に収載される品目に対しては、現行の原価計算方式における対応に加え、類似薬効比較方式(I)で算定される品目についても適用することとし、具体的には、以下に掲げる要件の全てに該当する医薬品については、薬価改定の際に、1回に限り、外国平均価格調整を行うこととする。ただし、当該医薬品に係る後発品が薬価収載されるか、当該医薬品の薬価収載の日から15年を経過するまでの間に限る。
- 価格調整方法は、収載時の外国平均価格調整のルールに準じて対応するが、価格の引上げに関しては、患者負担増への影響等を配慮する必要があることから、改定前薬価の1.20倍を上限とすることとする。

<適用対象となる医薬品>

- ・原薬・製剤を輸入しているもの
- ・薬価収載時に参照できる外国価格がなかったもの
- ・薬価収載後、いずれかの外国価格が初めて掲載されたもの

あった場合(に限る)



・原価:平成30年以降収載品目が対象(ただし、**令和6年4月以降に2カ国目の外国価格の掲載が**

正

次の全ての要件に該当する品目(原価計算方式で算定された品目にあっては、平成30年3月、類似薬効比較方式(I)で算定された品目にあっては、令和6年3月以前に薬価収載された品目については、再算定の対象となったものに限る。)については、本規定の適用前の価格に外国平均価格調整(令和6年3月以前に薬価収載された品目(再算定の対象となったものを除く。)について行う外国平均価格調整は、別表3の1に定めるところによる調整に限る。)を行う。ただし、当該既収載品の薬価改定前の薬価の100分の120を乗じて得た額を超える場合は、当該額とする。

イ~ハ (略)

二 薬価収載の後、いずれかの外国価格が初めて掲載されたこと又は外国平均価格調整を受けていない品目について<u>令和6年4月以降に</u>2ヶ国の外国価格が初めて掲載されたこと

ホ及びへ (略)

誤(令和7年1月15日中医協総-2 16頁)

次の全ての要件に該当する品目(原価計算方式で算定された品目にあっては、平成30年3月、類似薬効比較方式(I)で算定された品目にあっては、令和6年3月以前に薬価収載された品目については、本規定の適用前の価格に限る。)については、本規定の適用前の価格に外国平均価格調整(令和6年3月以前に薬価収載された品目(再算定の対象となったものを除く。)について行う外国平均価格調整は、別表3の1に定めるところによる調整に限る。)を行う。ただし、当該既収載品の薬価改定前の薬価の100分の120を乗じて得た額を超える場合は、当該額とする。

イ~へ (略)